

第5回CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会 議事概要

日時：平成31年3月28日（木）14:00～15:50

場所：中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

○事務局より資料に基づき説明した後、委員による質疑・意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

■第4回CM検討会議事概要

○第4回検討会の議事概要を確認し了承された。

■【論点⑧】CMRの制度上の位置付けについて

○建設コンサルタント業務は法人、CM業務は個人資格として取扱うことを議論した経緯が過去にはある。

○CMの業務範囲が広範である中、CM参画のタイミングによって特性が変わってくる。土木と建築だけでなく更に細分化していく必要もあると考えられる。

○発注者のニーズによって求められる資格も変わってくる。CM業務のニーズが広範であるならば絞り込んで議論することも必要ではないか。

○発注者のニーズに対してどのような仕組みが使いやすいか、それが受注者から見て受け入れられるのか、当事者の視点から整理する必要がある。また、CM業務を運用していく上では、「約款の整備」、「技術者の資格」、「保険制度」が重要である。

○建築士の業務は独占業務のため、CMは補完的な位置付けになると考えられる。また、根拠規程が法律か告示か、公共か民間か、土木か建築かでも考え方は変わってくるため、丁寧に整理することが重要である。

○今後の検討課題であるため、時間をかけてしっかりと議論すべきである。

■地方公共団体におけるピュア型CMガイドライン（案）について

○「担当技術者に対する要件」に関連して、常駐を求める場合は特記仕様書への明示を徹底する必要がある。また、担当技術者の能力が非常に重要であるが、特定の資格をガイドラインに書き込み過ぎると柔軟性が損なわれるため、現状の趣旨の表現が良い。

○最終的には、添付資料の役割分担表は「検討中」の注記を削除すると考えられるが、資料が一人歩きしないように工夫してほしい。

○今回の検討会では、企画から施工段階について議論を行ってきたが、工事完成後の移転作業やレイアウト設定からその後の運営といった維持管理までが発注者の責任となるため、将来的には、維持管理段階まで、CM業務の業務範囲として検討しても良いのではないかと。

■その他

- 確定版でなくてもガイドライン（案）を検討会の資料としてHPで公表すると、外部への影響力は生じる。土木事業ではCM方式の活用事例が少なく、案の状態であっても導入を考えている自治体が参考にする可能性がある。本省からもしっかりサポートしてほしい。
- CM方式の活用が進まない要因としては、CM業務費用に対して効果の説明が難しいこと、CM業務に対する助成金がないことが挙げられる。引き続き検討してCM方式が活用し易い環境を形成してほしい。

以上